

## さぬき市新型コロナウイルス感染症関連融資利用事業者支援給付金支給事業 実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により経営の安定に支障が生じ、融資を受けた市内事業者等に対し、さぬき市新型コロナウイルス感染症関連融資利用事業者支援給付金（以下「融資給付金」という。）を支給することにより、経営基盤の安定化を支援することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事業所 法人又は自ら事業を行う個人（農林漁業者を含む。以下「個人事業者」という。）が物の生産や販売、サービスの提供等、当該法人又は個人事業者の事業に係る主たる活動を継続的に行う場所をいい、個人事業者で特定の勤務場所のないもの等にあつては、事業活動の場として市長が認める場所をいう。

(2) 市内事業者等 融資給付金を申請する日において、次のアからウまでのいずれかに該当する者をいう。

ア 市内に事業所を有する法人

イ 市内に事業所を有する個人事業者

ウ 香川県内に事業所を有する個人事業者（イに該当する者を除き、この要綱の施行の日以前から市内に住所を有する者に限る。）

### (支給対象者)

第3条 融資給付金の支給対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす市内事業者等とする。

(1) 融資給付金を申請する日以後も市内（前条第2号ウに該当する個人事業者にあつては、香川県内）で事業を継続する意思があること。

(2) 次のアからウまでのいずれかに該当する者であること。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者

イ アに該当しない法人（組合若しくはその連合会又は一般社団法人を除く。）で、資本金の額又は出資の総額が3億円以下（資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が300人以下）であるもの

ウ 組合若しくはその連合会又は一般社団法人で、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又はア若しくはイに該当する法人であるもの

(3) 新型コロナウイルス感染症に起因する資金繰り対策として次のアからオまでに掲げる融資（令和2年1月1日から令和4年12月31日までの間（以下「対象期間」という。）に融資実行されたものに限る。）のいずれかを受けた者であること。

ア 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項第4号若しくは第5号に係る同項の認定又は同条第6項の認定を受けることを条件とする融資

イ 株式会社日本政策金融公庫が行う次に掲げる融資

(ア) 新型コロナウイルス感染症特別貸付

(イ) 新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付

(ウ) 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付

(エ) 生活衛生新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付

(オ) 生活衛生改善貸付

(カ) 衛生環境激変特別貸付

(キ) 小規模事業者経営改善資金融資

(ク) 経営環境変化対応資金融資

ウ 株式会社商工組合中央金庫又は株式会社日本政策投資銀行が危機対応円滑化業務（株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）第11条第2項及び第3項に規定する業務をいう。）として行う資金貸付

エ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が小規模企業共済制度の特例措置として行う特例緊急経営安定貸付

オ その他新型コロナウイルス感染症対策の制度融資で市長が認めるもの

(4) 市区町村税を滞納していない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する市内事業者等は、支給対象者としな

(1) 暴力団、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらのものと密接な関係を有する者

(2) 第1条の目的から支給対象者とすることが適当でないと市長が認める者（支給額等）

第4条 融資給付金の額は、前条第1項第3号に規定する融資の実行額の総額の1割に相当する額（その額に1,000円未満の端数を生じるときは、その端数を切り捨てた額）とし、20万円を上限とする。

2 融資給付金の支給は、1支給対象者につき1回限りとし、当該支給対象者が複数の事業所を有する場合も、同様とする。ただし、前項に規定する上限額に満たない額の融資給付金を支給した後、当該支給対象者が前条第1項第3号に規定す

る融資を新たに受け、第6条の規定による申請を再度行った場合は、市長は、上限額から既に支給された額を差し引いた額の範囲内で融資給付金を支給することができる。

(申請期間)

第5条 融資給付金の申請期間は、令和4年7月15日から令和5年1月31日までとする。

(支給の申請)

第6条 融資給付金の支給を受けようとする者は、前条に規定する申請期間内に、新型コロナウイルス感染症関連融資利用事業者支援給付金申請書(請求書)(様式第1号)(以下「申請書」という。)及び誓約書(様式第2号)に別表に掲げる確認書類その他市長が必要と認める書類を添えて市に提出するものとする。

(支給の決定及び支給)

第7条 市長は、前条の規定により提出された申請書その他の書類を受理したときは、速やかに内容を審査の上、融資給付金の支給又は不支給を決定し、その旨を新型コロナウイルス感染症関連融資利用事業者支援給付金支給決定通知書(様式第3号)又は新型コロナウイルス感染症関連融資利用事業者支援給付金不支給決定通知書(様式第4号)により当該申請を行った者(以下「申請者」という。)に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により融資給付金の支給を決定したときは、申請者が指定した金融機関口座に振り込む方法により、当該申請者に対し融資給付金を支給するものとする。

(支給等に関する周知)

第8条 市長は、この事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請期間等の事業の概要について、広報その他の方法により市内事業者等への周知を行うものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第9条 前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第5条に規定する申請期間内に申請が行われなかった場合は、市長は、当該支給対象者が融資給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 提出された申請書等に不備があり、市長が確認等に努めたにもかかわらず当該申請書等の補正が行われないう等、申請者の責に帰すべき事由により融資給付金の支給ができなかった場合は、市長は、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還等)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、申請者に対し、必要と認める書類の提出を求め、並びに当該職員に書類及び実地の調査をさせることができる。

2 申請者は、前項の規定により市長が行う書類の提出の求め及び調査に対し協力

するものとする。

- 3 市長は、融資給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しないこと若しくは支給額の算定に誤りがあり超過支給であることが判明した者又は偽りその他不正の手段により融資給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った融資給付金（超過支給の場合は、当該超過分に限る。）の返還を求めるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第11条 融資給付金を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、融資給付金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年7月14日から施行する。  
（この要綱の失効）
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第10条の規定は、同日後もなおその効力を有する。

別表（第6条関係）

区分	書類等	内容
法人	融資に係る契約書の写し等	融資実行機関、融資実行年月日、融資を受けた者、融資実行額及び制度融資の名称が確認できるもの
	新型コロナウイルス感染症前項の契約書の写し等で足りる場合は、省に起因する制度融資であることが分かる書類の写し	略することができる。
	市区町村税の滞納がないことを証する書類	
	法人名義（代表者名義も可）の通帳の写し	金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの
個人事業者	融資に係る契約書の写し等	融資実行機関、融資実行年月日、融資を受けた者、融資実行額及び制度融資の名称が確認できるもの
	新型コロナウイルス感染症前項の契約書の写し等で足りる場合は、省に起因する制度融資であることが分かる書類の写し	略することができる。
	市区町村税の滞納がないこ	

とを証する書類	
申請者名義の通帳の写し	金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号及び口座名義人が確認できるもの
本人確認書類	次の書類のいずれかの写しとする。 運転免許証（両面） 個人番号カード（表面） 写真付き住民基本台帳カード（表面） 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（在留資格が特別永住者の者に限る。）
住民票の写し	第2条第1項第2号ウに該当する者のみ提出

備考 やむを得ない事情があると市長が認める場合は、この表に規定する書類に代わる書類として市長が認めるものを提出することができる。